

【別添】

再送信同意に係る株式会社中海テレビ放送からの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：株式会社中海テレビ放送（鳥取県米子市）

代表者：代表取締役社長 秦野 一憲

住 所：鳥取県米子市河崎610番地

(2) 申請に係る放送事業者： テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

鳥取県米子市、境港市、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町の一部、日野郡日南町、西伯郡南部町、西伯郡大山町（別紙のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成9年12月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係

る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。なお、T S Cとはテレビせとうち株式会社を指す。)

意見の対立点	T S Cの主張	当社の主張
1. 県域免許制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域放送事業者の為、放送エリア外には責任を負えない。 ・ 県域免許でありながら、それ以外のエリアに放送することになり制度上の矛盾が生じる。 ・ 緊急情報や政見放送がエリア外に流れると視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ T S Cの再送信は都市部と地方の情報格差を是正するために必要。 ・ 瀬戸内海地方とは人の交流が多く、視聴者に役立つ情報が多い。 ・ 緊急情報や政権放送が流れても視聴者は適切に判断できる。 ・ 既に再送信を行っているが、今までT S Cより放送を止める要請は受けていない。
2. 著作権の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意を認めれば番組購入先への著作権処理が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ケーブルテレビ連盟を窓口にして各権利団体と協議、調整、権利処理をしている。 ・ 区域外再送信の著作権についての新しいルールができればそれに従う。
3. CMの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーに支障が出ることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアの拡大はCMスポンサーのプラス面も多い。
4. 協議期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分と長野の大臣裁定の動き等業界全体の動向により時間をかけて協議したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守のためには、これ以上協議を延長できない。 ・ 本件はアナログ再送信についての裁定申請であり全国の他地区では問題になっていない。大分や長野はデジタル再送信についての申請であり本件と同列にすべきでない。
5. 大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制定当時のCATV事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている一方的な制度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議による解決を望むが、解決の見通しが立たない現状では大臣裁定申請をせざるを得ない。 ・ T S Cの主張は「合意しないことの正当な理由」(第104回国会・衆議院・通信委員会における5つの基準)に該当しない。

以上

別 紙

鳥取県	<ul style="list-style-type: none">・ 米子市・ 境港市全域・ 西伯郡日吉津村全域・ 西伯郡伯耆町の一部 岸本、遠藤、岩屋谷、大殿、坂長、吉長、押口、小野、大原、上細見、清原、 久古、口別所、小林、小町、須村、立岩、番原、福岡、丸山、真野、吉定・ 日野郡日南町全域・ 西伯郡南部町全域・ 西伯郡大山町全域
-----	--